

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第26号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加え、次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び号の細目の表示、追加項並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 副部長等 地域振興局の部の会計事務を担当する副部長（県税部にあつては県税部副部長とし、県税部長と勤務する庁舎を異にする県税部副部長及び分庁舎副部長（佐渡地域振興局において所属する部の部長と勤務する庁舎を異にする副部長をいう。以下同じ。）を除く。）、 <u>新潟県行政組織規則第190条の2第5項に規定する次長（次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人以上置く場合は、会計事務を担当する次長）に限る。）及び新潟県行政組織規則第13条各号に掲げる事項に係る会計事務を担当する参事</u> をいう。 (8)～(19) (略) (出納員の設置) 第7条 (略) 2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(3) (略) (4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) (略) (7) 副部長等 地域振興局の部の会計事務を担当する副部長（県税部にあつては県税部副部長とし、県税部長と勤務する庁舎を異にする県税部副部長及び分庁舎副部長（佐渡地域振興局において所属する部の部長と勤務する庁舎を異にする副部長をいう。以下同じ。）を除く。） <u>及び新潟県行政組織規則第190条の2第5項に規定する次長（次長を2人以上置く場合は、事務職員の次長（事務職員の次長を2人以上置く場合は、会計事務を担当する次長）に限る。）</u> をいう。 (8)～(19) (略) (出納員の設置) 第7条 (略) 2 前項の出納員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(3) (略) (4) 事務所所属出納員 当該事務所等の次長又は副部長等（佐渡地域振興局農林水産振興部にあつては副部長等又は漁政課長、新潟県警察組織規則第60条第1項に規定する会計官が置かれている警察署にあつては会計官）の職にある者（次長及び副部長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する課長の

職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事又は係長の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事及び係長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者)

(5) (略)

3～5 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク ソフトウェアライセンスの使用許諾

ケ (略)

(3) (略)

(契約書の作成)

第36条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による契約書の作成及び交換を行つたものとみなす。

(契約書の省略)

第37条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第8号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払(外国送金手数料に係るものを除く。)、前金払(同項第3号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(仮契約の処理)

第38条 (略)

2 (略)

職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の会計事務を担当する参事、副参事、係長又は新潟県行政組織規則第194条に規定する地域振興専門員(以下「地域振興専門員」という。)の職にある者、次長及び副部長並びに会計事務を担当する課長、参事、副参事、係長及び地域振興専門員が置かれていない事務所等にあつては当該事務所等の長の職にある者又は会計管理者が指定する者)

(5) (略)

3～5 (略)

(長期継続契約を締結することができる契約)

第35条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年新潟県条例第40号)第1条に規定する規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる役務(年間を通じて当該役務の提供を受ける必要があるものに限る。)の提供に係る契約

ア～キ (略)

ク (略)

(3) (略)

(契約書の作成)

第36条 (略)

2 (略)

(契約書の省略)

第37条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号又は第8号に規定する契約を締結する場合において、翌年度以降の歳出予算から支出が予定される時又は概算払、前金払(同項第3号の契約、会場借上げ契約並びに研修会及び講習会の負担金及び資料代の支払に関する契約に係るものを除く。)若しくは部分払の特約をするときは、契約書の作成を省略することができない。

3 (略)

(仮契約の処理)

第38条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、法令で定める措置を講じたときは、同項の規定による仮契約書の作成及び交換を行ったものとみなす。

(入札の公告)

第52条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間をおいて県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格(公告の際に予定価格を定めていない場合にあつては、実施設計額。次号及び第3号において同じ。)が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

(直接領収した現金の取扱い)

第93条 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員(以下「会計管理者等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を領収した日の属する月の末日までに払い込むことができる。

2・3 (略)

(概算払)

第134条 施行令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)～(9) (略)

(10) 外国送金手数料

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	出納局管理課
佐渡警察署	
東京事務所 大阪事務所	
(略)	

(入札の公告)

第52条 契約担当者は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札期日の前日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間をおいて県報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。

(1) 予定価格が500万円未満の契約 1日以上

(2)・(3) (略)

2 (略)

(直接領収した現金の取扱い)

第93条 会計管理者並びに財務現金取扱員及び税務現金取扱員(以下「会計管理者等」という。)は、収入金を直接現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)で領収したときは、当該納人に現金領収書を交付し、速やかに当該現金を現金払込書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に払い込まなければならない。ただし、領収した現金(現金に代えて納付される証券を除く。)が少額である場合には、1万円に達するまでの金額を取りまとめて、当該現金を最初に領収した日の翌日から起算して7日を経過する日までに払い込むことができる。

2・3 (略)

(概算払)

第134条 施行令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)～(9) (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	出納局管理課新 潟分室
佐渡警察署	
(略)	
東京事務所 大阪事務所	出納局管理課

別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款
（工程表及び請負代金内訳書）

第3条（略）

2（略）

3 受注者は、契約締結の日から起算して14日以内に設計図書に基づき、工事に関する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

4・5（略）

（不可抗力による損害）

第30条（略）

2・3（略）

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5（略）

6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

第45条（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

別記（第78条関係）

建設工事請負基準約款
（工程表及び請負代金内訳書）

第3条（略）

2（略）

3 発注者は、工事の内容に照らし必要があると認めるときは、受注者に対して、契約締結の日から起算して7日以内に設計図書に基づき、工事に関する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることができる。

4・5（略）

（不可抗力による損害）

第30条（略）

2・3（略）

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5（略）

6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

第45条（略）

2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

<p>(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与しているもの</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与しているもの</u>をいう。以下この項において同じ。）が<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(2) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、<u>暴力団又は暴力団員を利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>その役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>(2) <u>暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している</u>と認められるとき。</p> <p>(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、<u>暴力団又は暴力団員を利用した</u>と認められるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。